

議案第 59 号

志摩市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

志摩市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(志摩市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 志摩市職員等の旅費に関する条例(平成 16 年志摩市条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 9 条」を「第 8 条」に、「第 10 条―第 21 条」を「第 9 条―第 22 条」に、「第 22 条―第 25 条」を「第 23 条―第 29 条」に改める。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署(任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 採用された職員(任命権者が認める職員に限る。))がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員(任命権者が認める職員に限る。))がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- (3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

- (4) 家族 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (6) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和 27 年法律第 239 号)第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。)その他規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であつて、市と旅行役務提供契約(旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 7 項において同じ。)を締結したものをいう。

第 3 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (3) 職員(赴任に係る旅費の支給を受けた職員に限る。)が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から 3 月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

第 3 条第 3 項中「地方公務員法」の次に「(昭和 25 年法律第 261 号)」を加え、同条第 5 項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)」を削り、「その出発前に」を「次条第 3 項の規定により」に、「以下同じ。)され」を「同項及び同条第 4 項並びに第 5 条において同じ。)を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「となった金額」を「となる金額又は支出を要する金額」に改め、同条第 6 項中「交通機関等の事故、天災又は」を「天災」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 7 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第 4 条の見出し中「旅行命令」を「旅行命令等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者

の発する旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)によって行われなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第2項中「限り旅行命令」を「限り旅行命令等」に改め、同条第3項中「旅行命令を変更」を「旅行命令等の変更を」に改め、「場合」の次に「で、前項の規定に該当する場合」を、「規定による」の次に「当該」を加え、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿(以下この条において「旅行命令簿等」という。)に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録するいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

第4条に次の1項を加える。

6 前2項に規定する手続が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)により処理された場合は、当該処理は、これらの規定によってなされたものとみなす。

第5条の見出し中「旅行命令簿」を「旅行命令等」に改め、同条第1項中「により旅行命令」を「により旅行命令等」に、「変更された旅行命令」を「変更を受けた旅行命令等」に、「本条」を「この条」に、「に旅行命令」を「に旅行命令等」に改め、同条第2項中「旅行命令」を「旅行命令等」に改め、「速やかに」の次に「旅行命令権者に」を加え、同条第3項中「旅行命令」を「旅行命令等」に、「申請した」を「申請をした」に改める。

第6条を次のように改める。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

第7条第1項中「旅費は」の次に「、前条に規定する旅費の種目及び第9条から第18条までに規定する旅費の内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条第2項を削る。

第8条を削る。

第9条第1項中「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。以下この条において同じ。))」を加え、「当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支出命令者等」という。))」を「当該旅費又は当該金額の支払をする者」に、「添付書類」を「書類」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第3項中「支出命令者等」を「市長」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 市長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

第9条を第8条とする。

第10条を次のように改める。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。第12条第1項において同じ。))を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。))の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 特別急行料金

(4) 寝台料金

(5) 座席指定料金

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 2 号に規定する急行料金及び同項第 3 号に規定する特別急行料金は、急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 40 キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

3 第 1 項第 5 号に規定する座席指定料金は、座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道 100 キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。

4 第 1 項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第 10 条を第 9 条とする。

第 11 条を次のように改める。

(船賃)

第 11 条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第 11 条を第 10 条とする。

第 12 条を次のように改める。

(航空賃)

第 12 条 航空賃は、航空機(航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条第 1 項において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第 2 号及び第 3 号に掲げる費用

は、第 1 号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前 2 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第 1 号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第 12 条を第 11 条とする。

第 25 条を第 29 条とし、第 24 条を第 28 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(旅費の返納)

第 27 条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第 23 条中「任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行」を「旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行」に改め、同条第 2 項中「任命権者」を「旅行命令権者」に改め、同条を第 26 条とする。

第 22 条を次のように改める。

(国等により旅費の支給を受ける場合)

第 22 条 国又は他の地方公共団体等より旅費の支弁を受けるときは、この条例による旅費はこれを支給しない。ただし、その受ける額がこの条例による旅費額より少ないときは、その差額を支給する。

第 22 条を第 25 条とする。

第 13 条から第 21 条を削る。

第 11 条の次に次の 13 条を加える。

(その他の交通費)

第 12 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動

に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。ただし、志摩市職員の自家用自動車による出張の承認に関する規則(平成 16 年志摩市規則第 59 号)第 3 条の規定により承認を受けた場合のその他の交通費の額は、1 キロメートルにつき 37 円とする。

(1) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前 2 号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書きの場合において、全路程を通算して計算し、路程に 1 キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(宿泊費)

第 13 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和 25 年大蔵省令第 45 号。以下「省令」という。)別表第 2 の 1 の表区分欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表宿泊費基準額(1 夜につき)の職務の級が 10 級以下の者欄に掲げる額との権衡を考慮して規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第 14 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第 9 条から第 12 条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第 15 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める 1 夜

当たりの定額とする。

(転居費)

第 16 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第 18 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第 17 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第 18 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第 2 号に規定する期間を延長することができる。

(市内出張旅費)

第 19 条 第 12 条ただし書の規定にかかわらず、職員が私有車を公務に使用して市内に出張した場合においては、別に規則で定める旅費を支給する。

(外国旅行の旅費)

第 20 条 本邦と外国との間における旅行及び外国における旅行(以下「外国旅行」という。)について支給する旅費は、第 6 条及び第 9 条から第 18 条までの規定にかかわらず、国家公務員の外国旅行の旅費の支給の例に準じて市長が定める。

(退職者等の旅費)

第 21 条 第 3 条第 2 項第 1 号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から 3 月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第 22 条 第 3 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第 23 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第 9 条第 1 項各号、第 10 条第 1 項各号、第 11 条第 1 項各号及び第 12 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 13 条、第 14 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条第 1 項及び第 7 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(職員以外の者の旅費)

第 24 条 第 3 条第 4 項の規定により職員以外の者に対して支給する旅費は、法令又は他の条例に定めがある場合を除くほか、職員の出張の例により計算した旅費とする。ただし、旅行命令権者は、その者に依頼した用務の内容その他当該旅行における特別の事情又は当該旅行の性質を考慮して特に必要と認めるときは、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

別表第 1 から別表第 3 までを削る。

(志摩市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 志摩市証人等の実費弁償に関する条例(平成16年志摩市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第1条第3号を次のように改める。

(3) 法第115条の2第1項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、公聴会に参加した者

第1条中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、参考人として出頭した者

第1条に次の1項を加える。

2 証人等に対しては、次に掲げる実費を弁償する。

- (1) 日当
- (2) 鉄道賃
- (3) 船賃
- (4) 航空賃
- (5) その他の交通費
- (6) 宿泊費
- (7) 包括宿泊費
- (8) 宿泊手当

第2条を次のように改める。

(実費弁償の内容、額及び支給方法)

第2条 実費弁償の内容及び額は次のとおりとする。

- (1) 日当 1日につき5,500円
- (2) 日当以外の実費 志摩市職員等の旅費に関する条例(平成16年志摩市条例第58号。以下「旅費条例」という。)の例による。

2 実費弁償の支給方法は、旅費条例に定める支給方法の例による。

別表を削る。

(志摩市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 志摩市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例(平成16年志摩市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(旅費)

第5条 市長等が公務のため旅行するときに支給する旅費の額は、一般

職の職員の例による。ただし、内国旅行の場合の宿泊費の上限額については国家公務員等の旅費支給規程(昭和 25 年大蔵省令第 45 号)別表第 2 の 1 の表区分欄に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ同表宿泊費基準額(1 夜につき)の指定職職員等欄に掲げる額との権衡を考慮して規則で定める額とし、外国旅行については国家公務員の例に準じて市長が定める。

別表を削る。

(志摩市消防団条例の一部改正)

第 4 条 志摩市消防団条例(平成 16 年志摩市条例第 218 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条中「種類」を「種目、内容」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行に係る前項の規定による改正後の志摩市職員等の旅費に関する条例(以下「新旅費条例」という。)の規定による旅行命令又は旅行依頼及び旅費の支給並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新旅費条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 新旅費条例、第 2 条の規定による改正後の志摩市証人等の実費弁償に関する条例、第 3 条の規定による改正後の志摩市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び第 4 条の規定による改正後の志摩市消防団条例の規定は、施行日以降に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

4 新旅費条例第 3 条第 2 項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合は、なお従前の例による。

5 新旅費条例第 3 条第 5 項及び第 6 項の規定は、これらの項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けること

ができる場合について適用し、第 1 条の規定による改正前の志摩市職員等の旅費に関する条例第 3 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。